



会員からの相談事例

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顯
弁護士・医師 福田 友洋
弁護士 山田 敬之

【事例】

当院では、患者の支払方法の便宜のため、①当院独自のポイントサービス制度を導入する、あるいは、②楽天ポイントやdポイント等の様々な私企業が導入しているポイントサービスと提携する、という方法によって、患者さんが保持するポイントを医療費の支払いに充てることを検討しているのですが、法的に問題はないでしょうか。

【回答】

自由診療と保険診療を分けて考える必要があります。自由診療の場合は、独自のポイントサービスと私企業と提携したポイントサービスのいずれであっても、ポイントを利用して支払いを受けることは許容されますが、保険診療の場合は独自のポイントサービスと私企業と提携したポイントサービスのいずれであっても、これらのポイントを利用して一部負担金の支払いを受けることは許容されません。

【解説】

健康保険の適用のない自由診療の法的な位置づけは、医療機関と患者の間の「私人間の契約」と解されるのに対して、健康保険の適用のある保険

診療の場合は、医療機関と患者間の診療契約それ自体については、私法上の準委任契約と解されるものの、その一部負担金に関しては、患者・保険者間の公法上の法律関係となり、クリニックがその徴収の義務を担う形となっております（国民健康保険法42条2項、健康保険法74条2項）。

このように純粋な私人間の契約である自由診療に関しては、その対価の設定はもちろん、その支払方法（貨幣での支払いとするかどうか）についても本来自由であると言えますから、自院で導入した独自のポイント制度や私企業が実施しているポイントを利用した支払いについても許容され得ると言えます。

これに対して、上述のように、一部負担金に関して公法上の法律関係が生じる保険診療に関しては、医療機関は、一部負担金の徴収について保険者に対して善管注意義務を負っており、法律で定められた事由以外で一部負担金の減額ないし免除（以下「減免」）ができないこととされております（国民健康保険法44条、健康保険法75条の2）。このように、法が一部負担金の勝手な減免を禁止する趣旨は、我が国の医療保険制度が公的な財源で賄われていることから、不適切な受診を抑制する必要があるという点にあるとされています。か

¹ (経済上の利益の提供による誘引の禁止)

第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

2 保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

かる趣旨から、医療機関を受診した患者に対して、医療機関が割引ポイントを付与することは禁止されておりますので（保険医療機関及び保険医療養担当規則第2の4の2¹⁾）、一部負担金の支払いに充てることを想定して医療機関独自のポイントサービス制度を導入すること自体が許されないことになります。

この点、現金ではない支払方法として、クレジットカード、電子マネー、デビットカードによる医療費の支払いの例は存在します。しかしながら、厚生労働省の立場は、これらの支払い方法については、現金と同等（額面通りの対価性を有している）の支払い機能を有していることから許容しているというものであり、これらの使用に伴うポイント付与については、やむを得ないものとして扱われております（厚生労働省保険局医療課長通知平成24年9月14日保医発0914第1号を参照）。

一方で、楽天ポイント等の私企業が導入するポイントサービスについては、資金決済法上の前払式支払手段ではないことは当然のことながら、単なる「景品」のような位置づけに過ぎず、状況に

よっては実施主体たる企業の判断で突然廃止されるという可能性もあります。このようなポイントサービスの性質からすると、クレジットカード等の確実性のある支払い方法とは異なり、額面通りの対価性を有していると評価することは困難であり、ポイントサービスによって一部負担金の弁済に充てることは、いわば「景品」による代物弁済に等しいことから、やはり法が禁止する減免と捉えられる可能性が高いと考えます。また、上述の一部負担金の勝手な減免を禁止する法の趣旨に照らして考えても、特定の企業から付与された景品に過ぎないポイントによって一部負担金の支払いを許容してしまうと、受診者にとって現金の支出と同等の金銭的負担を伴うとは到底言えないことから、不適切な受診を助長する恐れがあり、法の趣旨に抵触すると言えます。

以上の理由から、保険診療の一部負担金については、独自に導入・付与しているポイント払いが許されないことはもとより、私企業が導入している各種ポイントサービスによって支払いを受けることも許されません。